

殿一校区コミュニティ協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、殿一校区コミュニティ協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を枚方市立殿山第一小学校内の地域集会室に置く。ただし、連絡先は本会会長宅とする。

(目的)

第2条 本会は、校区コミュニティ活動を通じて、住みよい町づくりを積極的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 構成団体間の情報交換と連携及び広報活動に関すること。
- (2) 生活環境の整備及び改善等の活動に関すること。
- (3) 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に関すること。
- (4) 防犯・防災・交通対策等の活動に関すること。
- (5) 青少年の健全育成活動に関すること。
- (6) 社会福祉の充実・増進活動に関すること。
- (7) その他、地域コミュニティ活動に関すること。

(構成)

第4条 本会は別表第1に掲げる団体で構成する。

(役員及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

2. 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げないが5期を限度とする。
3. 役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 任期満了の場合は、後任者が就任するときまで、その職務を行う。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は毎年度4月に開催する第1回運営委員会において、運営委員の中から互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。
- (3) 書記は事務の統括と記録を担当する。
- (4) 会計は会計事務を担当する。
- (5) 会計監査は会計事務を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、役員会、運営委員会及び部会とする。

2. 各会議における議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 役員会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成し、必要の都度会長が招集し、議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
 - (2) 会則の改廃に関すること。
 - (3) 市補助金の交付申請に関すること。
 - (4) 各種団体との連絡調整に関すること。
 - (5) その他、本会の運営に関すること。
4. 運営委員会は、別表第1に掲げる団体の代表者1～2名で構成し、会長が招集し、議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
 - (2) 役員を選出に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) その他、事業の遂行に必要な事項に関すること。
5. 部会は別表第2に掲げる7部会とし、部会長が会議を招集し、議長となり事業運営を担当する。
 - (1) 事業実施に係る企画・立案に関すること。
 - (2) その他、本会の運営及び事業の実施に必要な事項に関すること。

(経費)

第9条 本会の活動にかかる経費は、市補助金、寄付金及び各自治会からの分担金等の収入金をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 会計監査は、監査結果を運営委員会で報告しなければならない。

(その他)

第12条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合は、運営委員会において決定する。

附 則

1. この会則は、平成2年5月20日から施行する。

平成 5年5月29日 (改正)

平成 6年6月 4日 (改正)

平成 8年6月 1日 (改正)

平成17年4月 1日 (改正)

平成19年4月 1日 (全部改正)

平成21年5月 8日 (一部改正)